

大谷東小第二学童・大谷東小第三学童の給与規定に基づく参考資料

※R7.6.9時点の内容です。

【常勤職員】

○月給制

月額基本給 = (基本自給 + 教員免許等資格手当 + 放課後児童支援員認定手当) × 1日勤務時間 × 月日数

○常勤指導員の基本自給は1,100円

○別途、時間外手当・通勤手当・長期勤務手当有り。

○主任支援員には、別途主任手当（月額5,000円）有り。

○別途、年2回賞与の支給有り。

○退職金有り。

【参考 基本給】

(1) 勤続10年以上の資格・認定有りの支援員	月基本給 170,400円程度
(2) 勤続3年以上、5年未満の資格・認定有りの支援員	月基本給 168,000円程度
(3) 勤続3年未満の資格なし・認定なしの支援員	月基本給 132,000円程度

【非常勤職員】

○時給 1,050円 (短期 1,070円)

○ただし放課後児童支援員認定資格所持者は、時給 1,150円 (短期 1,170円)